

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るスマホおかしプログラム又は当社が別に定める「いつでもカエドキプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るいつでもカエドキプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社が指定する販売店において、N T Tコミュニケーションズ株式会社（以下「N T Tコミュニケーションズ社」といいます。）のI P通信網サービス契約約款別冊（以下「I P通信網約款別冊」といいます。）に定めるところにより、N T Tコミュニケーションズ社と第2種契約（定額利用料の区分が、I P通信網約款別冊に規定するタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3であるものに限り、以下同じとします。）を締結した者は、その第2種契約の締結と同時の場合に限り、本契約の申込みをすることができます。</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条の2 申込者（前条第2項の規定により本契約の申込みをする者を除きます。）は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、X i、X i ユビキタス、F O M A又はF O M Aユビキタス（5G約款、X i約款又はF O M A約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。</p> <p>ただし、前条のただし書きの場合であって、申込者から指定5G回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1) 本契約に係る申込者の氏名又は名称</p> <p>(2) 購入を希望する指定商品</p> <p>(3) 指定5G回線等（申込者が第3条第2項の規定により本契約の申込みをするとき又は前条の規定により申込者から指定5G回線等を指定しない旨の意思表示があったときを除きます。）</p> <p>(4) その他本契約申込みの内容を特定するための事項</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(債務の履行の継続)</p> <p>第8条 契約者は、本契約に基づく債務の完済までに、契約者と当社との指定5G回線等の契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。</p> <p>第9条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るスマホおかしプログラム又は当社が別に定める「いつでもカエドキプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るいつでもカエドキプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条の2 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、X i、X i ユビキタス、F O M A又はF O M Aユビキタス（5G約款、X i約款又はF O M A約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。</p> <p>ただし、前条のただし書きの場合であって、申込者から指定5G回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1) 本契約に係る申込者の氏名又は名称</p> <p>(2) 購入を希望する指定商品</p> <p>(3) 指定5G回線等（前条の規定により申込者から指定5G回線等を指定しない旨の意思表示があったときを除きます。）</p> <p>(4) その他本契約申込みの内容を特定するための事項</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(債務の履行の継続)</p> <p>第8条 契約者は、本契約に基づく債務の完済までに、契約者と当社との指定5G回線等の契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。</p> <p>第9条～第19条 (略)</p>